

社会福祉法人越後上越福祉会  
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人越後上越福祉会の役員及び評議員等に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 理事長の報酬は、月額報酬とする。

3 役員及び評議員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 理事会、評議員会の交通費については、上限1,000円以内で支給する。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当 1日につき3,000円

宿泊料 1泊につき10,000円

(その他)

第4条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規程は、平成22年5月17日から施行する。

この規程は、平成27年3月12日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 100,000円	
理事（理事長を除く）	日額 3,000円	出勤日数に応じて支給する。但し、上限を月額10,000円とする。
監事	日額 3,000円	
評議員	日額 3,000円	
その他の各種委員	日額 3,000円	